

● 下水道法等の一部を改正する法律案（抜粋）

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



法案の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表



3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化



② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

下水道区域の見直しの手続の明確化

改正の背景・必要性

- 今後、下水道の既整備区域では人口密度の低下に伴い、下水道から浄化槽に転換するニーズが増加することが見込まれる。
- ⇒ 将来の人口減少等を踏まえた下水道区域の廃止・縮小を行う場合の手続を明確化することが必要

<自治体における転換のニーズの例>

石川県珠洲市

- 能登半島地震により被害が甚大だった下水道区域の復旧にあたり、浄化槽区域への転換を計画中

静岡県南伊豆町

- 漁業集落排水から浄化槽への転換を実施済み
- 整備済みの下水道区域における浄化槽への転換に向けて検討を開始

- 仮設浄化槽の設置による応急復旧（今後、公共浄化槽での本格復旧を予定）



改正概要

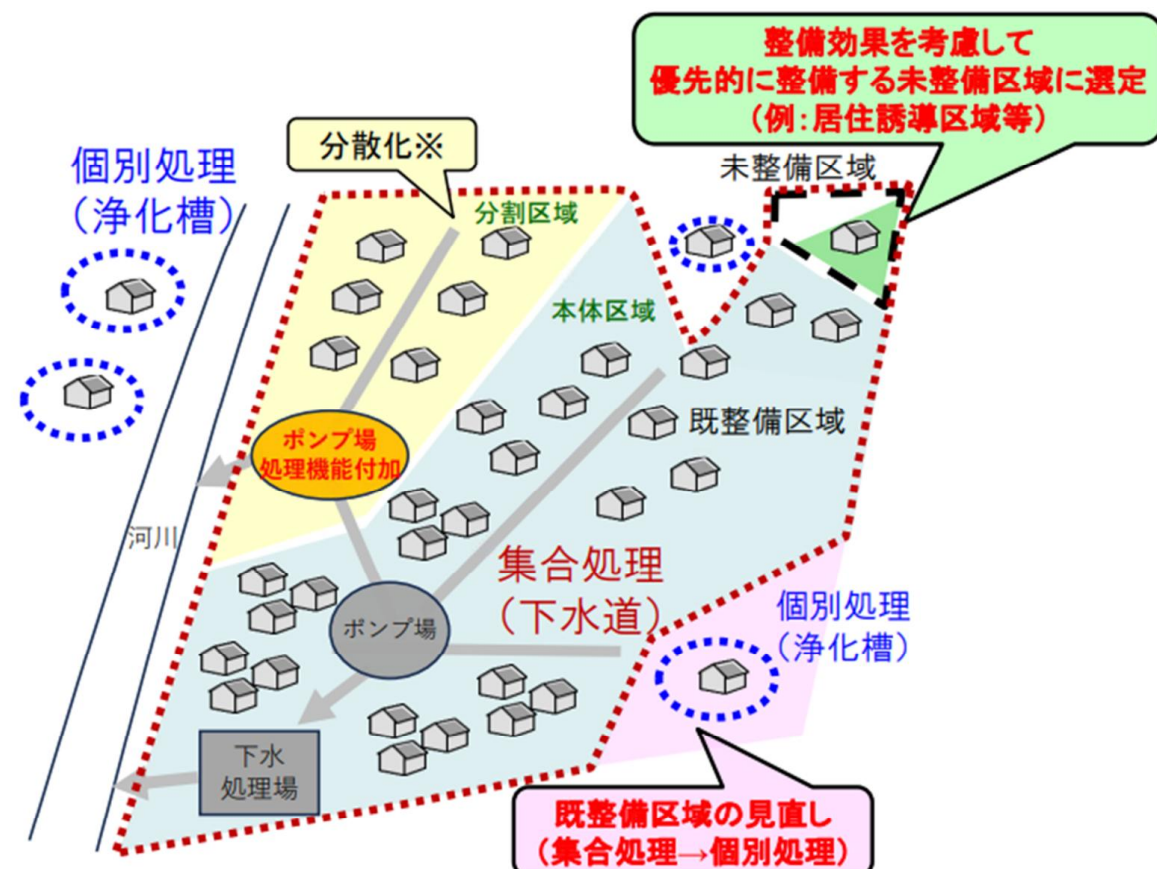
- 人口減少など自然的・経済的・社会的条件を考慮して、下水道区域を廃止・縮小する場合の手続を明確化。
 - 下水道を廃止する際は、あらかじめ使用者の同意を得た上で、廃止する区域及び時期を公示。
 - 公示した区域では、下水道の廃止前でも下水道への接続義務を適用除外とし、浄化槽への転換工事を可能に。

● 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第2次とりまとめ 概要

汚水処理システム全体の最適化（集約型・分散型のベストミックス）



- 持続可能な汚水処理システムの実現に向けた基盤強化を図るため、人口減少が著しい地域等では、下水道区域から浄化槽区域への転換など、既整備区域の見直しが必要。
- 未整備区域においても、将来の人口減少や都市計画の動向を踏まえた上で、整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定して早期に整備することが必要。
- これらの取組を進め、下水道等の集約型と浄化槽の分散型のベストミックスによる持続可能な汚水処理を実現することが必要。



※分散化：下水道の既整備区域を分割しその分割区域単独で汚水処理を機能させるもの。本体・分割両区域のリダンダンシー確保、本体区域のメンテナンス向上に有効。